

国民年金保険料 扶養配偶者の納付手続きは

Q. 従業員が結婚し配偶者を扶養します。扶養される配偶者は国民年金の保険料を納付する必要がないと聞きましたが、どのような手続きが必要でしょうか。当社は協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)・厚生年金に加入しています。

A. 国民年金の被保険者は日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方で、第1号～第3号の3種類に分けられます。

第1号被保険者は、自営業者や農業者とその家族、学生、無職の方。

第2号被保険者は、会社員や公務員など、厚生年金、共済組合の加入者です。

第3号被保険者は、厚生年金、共済組合に加入中の第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の主婦や主夫の方で、ご質問の配偶者の方が該当します。第3号の年金保険料は、扶養者の第2号被保険者が属する年金制度保険者が、基礎年金拠出金として保険料を負担します。第3号被保険者期間は本人が保険料を納付しませんが、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

届出は第2号被保険者の勤務先で行います。協会けんぽに加入している事業所の場合、「健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届」を日本年金機構へ提出し、健康保険と同時に加入手続きをしてください。協会けんぽ以外の健康保険の場合は、「国民年金第3号関係者届」のみを日本年金機構に提出します。

第3号被保険者の認定には、年収130万円未満(障害者の場合は180万円未満)という条件があります。年収には失業給付や出産手当金なども含まれますのでご注意ください。さらに扶養者の収入や、その状況によって認定条件が変わる場合があります。詳細は事業所管轄の年金事務所にご確認ください。